

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の代表取締役の地位にあり、中小事業主等として、平成〇年〇月〇日付けで労働局長より加入承認を受けている特別加入者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、会社所有の自動車による商品の配達  
の帰路、凍結道路で縁石に乗り上げ負傷し（以下「本件災害」という。）、同日C病院に受診し、「第1腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は特別加入者としての業務遂行性が認められず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、本件災害の業務遂行性が認められ、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 中小事業主等特別加入者に係る業務災害の認定については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が、「特別加入者に係る業務上外の認定基準等の改正について」（平成14年3月29日付け基発第0329008号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてその取扱いを妥当なものとする。

(2) そこで、認定基準に照らし、本件災害についてみると、決定書理由に説示するとおり、請求人の行った配達業務（以下「本件配達業務」という。）は、①特別加入申請書別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間内において特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合、②労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合、及び、③就業時間に接続して行われる準備・後始末の業務を特別加入者のみで行う場合のいずれにも該当しないことから、当審査会としても、本件について業務遂行性は認められないものと判断する。

(3) なお、請求人は、要旨、本件配達業務は、本来労働者が行う業務を、人件費等の観点から、たまたま事業主が行わざるを得なかったものであり、事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為そのものであると主張するが、請求人が、「この業務は従業員に任せられる業務ですが、従業員がこの業務を行ったことはありませんし、この業務のために従業員を募集したこともありません。」と述べるように、従業員が本件配達業務を行う予定及び本件配達業務を行った実績が認められないことからすると、本件配達業務は、事業主として行うべき業務と見ざるを得ず、上記判断を左右するものではない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。